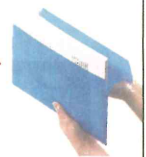




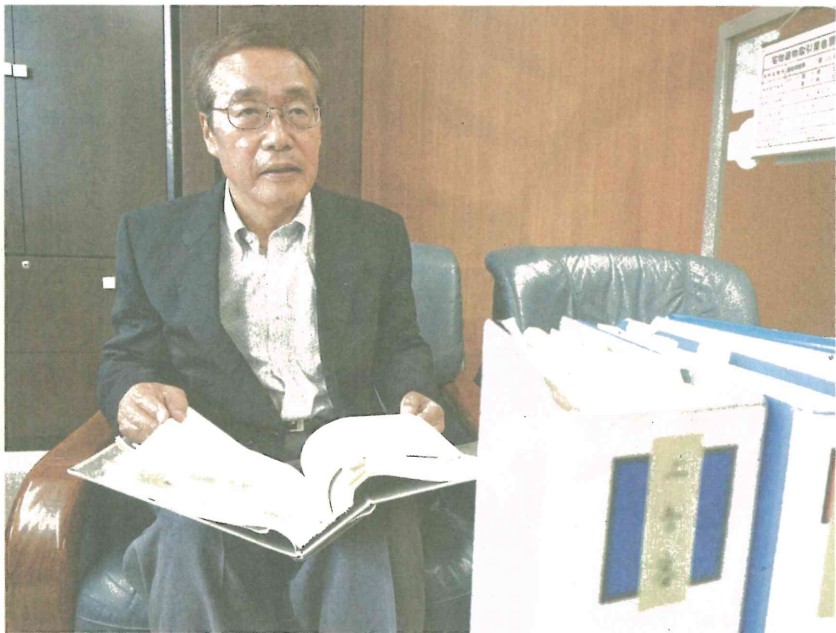
あったらいいな、
こんな文具♪



リヒトラブ 検索 ワンタッチホルダー

認知症事故「判決を礎に」

遺族「安心して介護できる社会へ」



裁判資料を手に当時を振り返る高井隆一さん

愛知県大府市で鉄道事故に遭遇した認知症の男性(当時91)の遺族にJR東海が損害賠償を求めた民事訴訟は、社会に大きな議論を巻き起こした。平成28年3月に最高裁がJR側の訴えを棄却してから2年あまり。遺族が経過をたどる本を出版したり、各地で講演したりして「発信」を始めた。「私が話すことで、認知症への理解が深まれば」と話す。

最高裁判断から2年経て発信

遺族は男性の長男で、大府市の自営業、高井隆一さん(67)。父親の認知症に気づいたのは、父親が84歳だった12年ごろだったという。父親は大府市内の自宅で母親と暮らしていたが、症状が進行。当時は東京の会社で働き、週末しか介護ができなかった高井さんに代わって、高井さんの妻が近くに引っ込んで介護に加わった。

「外出願望が強かったのが一番の悩みでした」と高井さんは振り返る。勝手に出て行かないよう玄関にかんぬきをかければ扉を持ち上げようとし、門扉に南京錠を付ければ足をかけて乗り越えようとした。あきら

望まれる公的救済拡大

「外出願望が強かったのが一番の悩みでした」と高井さんは振り返る。勝手に出て行かないよう玄関にかんぬきをかければ扉を持ち上げようとし、門扉に南京錠を付ければ足をかけて乗り越えようとした。あきら

認知症事故をめぐる経過

- 平成12年 男性の家族が認知症の発症に12月ごろ 気付く
- 14年 高井隆一さんの妻が近所に引っ越し、男性の妻と2人で世話をすることを家族会議で決める
- 19年2月 男性が要介護4の認定。高井さんらが家族会議を開き、引き続き在宅で介護すると決める
- 12月 男性が電車にはねられ死亡
- 22年2月 JR東海が男性の妻と高井さんらを相手に提訴
- 25年8月 1審名古屋地裁が男性の妻と高井さんに約720万円の支払いを命じる判決
- 26年4月 2審名古屋高裁が妻だけに約360万円の支払いを命じる判決
- 28年3月 最高裁が妻と高井さんの賠償責任を否定する判決

事故は平成19年12月に発生。アルツハイマー型認知症で要介護4の認定を受けていた男性が線路に立っていたところ、電車にはねられ死亡した。22年、JR東海が振り替え輸送費用など約720万円の支払いを求めて提訴し、1審判決は妻と高井隆一さんに全額を、

2審判決は妻にのみ半額の賠償をそれぞれ命じたが、28年、最高裁は賠償義務をすべて否定し、JR東海の訴えを棄却した。

判決後、認知症の人が「加害者」になった場合の損害を補償する民間保険が多く誕生。神奈川県大和市と愛知県大府市は、認知症の人が支払う保険料を公費負担する制度を導入し、神戸市は公費から給付金を出し、賠償する制度を、全国で初めて創設した。

しかしこうした施策を打ち出した自治体はほんの一部にすぎず、認知症の人の急速な増加には追いついていない。公的な救済策が、さらに広がることを望まれる。(加納裕子)

め礎となる判決を勝ち取ることができた」
「認知症は誰がなってもおかしくない、恥ずかしくない病気」ということだ。裁判の証拠集めで新聞記事を調べ、介護を苦にした無理心中を多数知った。

認知症の人は7年後には700万人、実に高齢者の5人に1人が発症するとされている。高井さんは「認知症の介護は本当に大変。内にもならず、近所の人に協力してもらったり、家族の集いで愚痴を聞いてもらったりしてほしい。これからは、介護の応援団の一員としてやっていきたい」と力を込めた。